

令和元年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月25日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,600名（製造委託等^(注1)2,218名、役務委託等^(注2)1,382名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者12,200名（製造委託等9,373名、役務委託等2,827名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全 国	東 北	全 国	東 北
令和元年度	60,000	3,600	300,000	12,200
製造委託等	35,810	2,218	200,190	9,373
役務委託等	24,190	1,382	99,810	2,827
平成30年度	60,000	3,600	300,000	12,200
製造委託等	39,175	2,410	211,741	9,226
役務委託等	20,825	1,190	88,259	2,974
平成29年度	60,000	3,600	300,000	12,200
製造委託等	38,680	2,405	208,513	9,485
役務委託等	21,320	1,195	91,487	2,715

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は384件（製造委託等238件、役務委託等146件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが379件（製造委託等234件、役務委託等145件）、下請事業者等からの申告によるものが5件（製造委託等4件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は384件（製造委託等238件、役務委託等146件）であり、このうち377件（製造委託等232件、役務委託等145件）については違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

措置件数の377件（前年度比3.3%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注2)				処 理 件 数				
		措 置			計				不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求		勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	東北	379	5	0	384	0	377	377	7	384
	製造委託等	全国	5,725	100	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	東北	234	4	0	238	0	232	232	6	238
	役務委託等	全国	2,635	55	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	東北	145	1	0	146	0	145	145	1	146
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	東北	379	3	0	382	0	365	365	24	389
	製造委託等	全国	5,276	84	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	東北	254	3	0	257	0	245	245	19	264
	役務委託等	全国	2,481	57	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	東北	125	0	0	125	0	120	120	5	125
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	東北	348	3	0	351	0	335	335	10	345
	製造委託等	全国	5,033	61	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	東北	252	2	0	254	0	239	239	8	247
	役務委託等	全国	2,140	36	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	東北	96	1	0	97	0	96	96	2	98

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為類型別にみると、合計で632件となっており、こ

- のうち、製造委託等に係るものが378件、役務委託等に係るものが254件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は332件（類型別件数の合計の52.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが210件、役務委託等に係るものが122件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は300件（類型別件数の合計の47.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が190件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の63.3%）、②買ったたきが35件（同11.7%）、③下請代金の減額が30件（同10.0%）等となっている。
- （ア）製造委託等に係る実体規定違反は168件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が96件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の57.1%）、②やり直し等が21件（同12.5%）、③買ったたきが20件（同11.9%）等となっている。
- （イ）役務委託等に係る実体規定違反は132件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が94件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の71.2%）、②買ったたきが15件（同11.4%）、③下請代金の減額が14件（同10.6%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	害/困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	東北	293	39	332	0	190	30	1	35	1	3	10	2	28	0	300	632	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		東北	184	26	210	0	96	16	1	20	1	2	10	1	21	0	168	378
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		東北	109	13	122	0	94	14	0	15	0	1	0	1	7	0	132	254
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	東北	302	50	352	0	143	18	1	66	0	3	9	13	5	0	258	610	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		東北	207	34	241	0	87	14	1	47	0	3	9	11	4	0	176	417
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		東北	95	16	111	0	56	4	0	19	0	0	0	2	1	0	82	193
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	東北	272	40	312	0	136	24	0	46	1	4	6	7	1	0	225	537	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		東北	194	25	219	0	82	16	0	37	0	3	5	4	1	0	148	367
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		東北	78	15	93	0	54	8	0	9	1	1	1	3	0	0	77	170

（注1）1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 9 名^(注) から、下請事業者 229 名^(注) に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約 169 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 2 名から、下請事業者 87 名に対し、8 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	東北	2 名	87 名	8 万円
平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	東北	6 名	158 名	95 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	東北	2 名	8 名	3 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 5 名から、下請事業者 140 名に対し、158 万円の遅延利息が支払われた（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注)
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	東北	5 名	140 名	158 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名	4 億 2288 万円
	東北	4 名	96 名	300 万円
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	東北	1 名	2 名	6,509 円

(注) 原状回復額は、平成 29 年度の「東北」分を除き、1 万円未満を切り捨てている。

ウ 返品事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 1 名に対し、1 万円が支払われた（第 6 表参照）。

第6表 返品事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注1)
令和元年度	全国	11 名	106 名	6 億 6438 万円
	東北	1 名	1 名	1 万円
平成 30 年度	全国	7 名	59 名	1911 万円
	東北	1 名	5 名	21 万円
平成 29 年度	全国	11 名	107 名	360 万円
	東北	—	—	—

(注1) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、東北事務所では6回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、東北事務所では東北経済産業局と共同して、当該講習会を6県6会場（うち公正取引委員会主催分3県3会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、東北事務所では223件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、東北事務所では4か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に
明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における東北事
務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は17名である。

令和元年度においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等につい
て意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一
層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、東北事務所では事業者団体等へ3回講師を派遣した。

令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 自動車の修理を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日締切、翌月末日支払」又は「毎月20日締切、135日後支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 印刷物の製造等を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 呉服の仕立加工等を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 測量及びデータ作成業務を下請事業者へ委託しているD社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ⑤ 和菓子の製造を下請事業者へ委託しているE社は、発注書面において支払期日が定められていないにもかかわらず、受領日に支払を行っておらず、支払期日^(注)を経過して下請代金を支払っていた。

(注) 下請代金の支払期日があらかじめ定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされる。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 食料品の運送等を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車部品等の製造を下請事業者へ委託しているG社は、単価引下げの合意日前に発注したもののについてまで新単価を遡って適用することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- 洋菓子の製造を下請事業者へ委託しているH社は、受領後に、賞味期限が近づいたことを理由に、当該商品を下請事業者へ返品していた。

4 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、見積時点で予定していた納期を短縮し、下請事業者が休日出勤し納品することとなったにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 餅の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、有償で餅の原材料を支給しているが、下請事業者に当該原材料の代金の支払を請求したところ、下請事業者が下請代金の支払期日より前に振込を行ったため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の対価の全部を支払わせていた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- フォークリフトの修理等を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（131日ないし133日）を交付していた。